

改正 平成 19 年 7 月 3 日告示第 143 号 平成 20 年 3 月 13 日告示第 27 号

平成 24 年 7 月 30 日告示第 245 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、有料で広告掲載等を行うことにより市民サービス向上のための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資することを目的として実施する宇佐市広告料収入事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する市の資産のうち広告掲載等が可能なものをいう。

ア 市の広報物及び印刷物

イ 市のホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が認めるもの

(2) 広告掲載等 広告媒体に広告を掲載又は掲出すること及び広告媒体の命名権を付与することをいう。

(広告掲載等の基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載等ではない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 宗教団体による布教活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(5) 個人又は団体等の名刺広告

(6) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告

(7) 他を名誉損傷又は排斥するもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) 人権侵害につながるおそれのあるもの

(10) その他広告掲載等をする広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載等ができる広告に関する基準は、別表のとおりとする。

(広告掲載等の優先順位)

第 4 条 広告掲載等の優先順位は、次の各号の順序とする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人又はこれらに類するものの広告

(2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告

(3) 前 2 号に該当しないものの広告

(広告掲載等の募集方法等)

第 5 条 広告掲載等の募集方法、広告の規格、枠数、広告料、広告の期間及び広告の作成方法等は、広告媒体及び広告掲載等の種類ごとに市長が別に定める。

(広告掲載等の許可等)

第6条 広告掲載等を行おうとする者（以下「広告申込者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、許可の可否を第3条の規定により定める広告掲載等の基準により決定し、広告申込者に通知するものとする。

3 市長は、許可を行うに際して、広告の内容、デザイン、形状、材質等について指示し、又は広告掲載等に必要な条件を付することができる。

（広告の審査）

第7条 広告掲載等をする広告の可否等宇佐市広告料収入事業の実施に際し必要な事項についての審査は、宇佐市補助金・使用料等検討委員会会長が行う。

2 宇佐市補助金・使用料等検討委員会会長は、広告審査の際に疑義が生じた場合、宇佐市補助金・使用料検討委員会に諮ることができる。

（権利譲渡等の禁止）

第8条 第6条第1項の規定による許可等を受けた者（以下「広告主」という。）は、許可を受けた広告掲載等の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告掲載等の方法等）

第9条 広告主は、広告掲載等をするときは、広告掲載等の方法、日程等について市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

（広告主の義務）

第10条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 広告の内容等に^{かし}瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

（2） 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

（3） 広告に関連する著作権その他の財産権について、その権利処理が完了していること。

（4） 広告の内容等が許可又は当該許可に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主は、広告掲載等をする広告に関する一切の責任を負うものとし、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

（広告掲載等に係る許可の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載等に係る許可を取り消すことができる。

（1） 広告主が、第6条第3項の規定による指示又は条件に従わないとき。

（2） 広告主が、第5条の規定により広告媒体ごとに定める規定に違反したとき。

（3） 広告掲載等の許可を行った後の事情変更等により広告の内容等が第3条の基準に抵触したとき。

（4） 広告主が、第9条の指示に従わないとき。

（5） その他市長が特に必要があると認めるとき。

（広告物の撤去等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等をした広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

（1） 広告主が、広告掲載等の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(2) 前条の規定により、広告掲載等に係る許可を取り消された広告主が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(3) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除、塗りつぶし等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、第3号に該当するときは、この限りでない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、宇佐市広告料収入事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月3日告示第143号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年3月13日告示第27号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年7月30日告示第245号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の宇佐市広告料収入事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

（広告全般に関する基本的な考え方）

第1 広告掲載等をする広告は、社会的に信用度が高く、公序良俗に反せず、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、広告内容及び表現が、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

（広告媒体ごとの基準）

第2 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を定めるものとする。

（規制業種又は事業者等）

第3 次の各号に定める業種又は事業者等に関するものは、広告掲載等をしない。

- （1） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- （2） 風俗営業類似の業種
- （3） 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業（消費者金融）
- （4） 商品先物取引
- （5） 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- （6） 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- （7） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行なう団体
- （8） 政治団体
- （9） 市税等を完納していない者
- （10） 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- （11） その他市の信頼性、公平性を損なうおそれのある業種や事業者

（掲載基準）

第4 次の各号に定めるものは、広告掲載等をしない。

- （1） 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉を損なうおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - オ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
 - カ 国内世論が大きく分かれているもの
- （2） 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例：「世界一」、「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告については労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ ギャンブル等を肯定するもの

オ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(業種ごとの基準)

第5 広告の具体的な表示内容等については、掲載の都度、次の各号に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

(1) 人材募集広告

ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。

イ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

ア 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：「一か月で確実にマスターできる」等

(3) 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示し根拠を明確にする。

(4) 資格講座

ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(5) 病院、診療所、助産所

- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- イ 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。
- ウ マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。
- (6) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）
- ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- イ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。
- (7) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）
- ア 広告を掲載する事業者は、事業所所在地を所管する都道府県の医務薬事担当課で広告内容についての了解を得なければならない。
- (8) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品
- ア 広告を掲載する事業者は、事業所所在地を所管する都道府県の食品担当課及び公正取引委員会で広告内容についての了解を得なければならない。
- (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等
- ア サービス全般（老人保健施設を除く。）
- (ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
- (イ) 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- (ウ) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
- イ 有料老人ホーム
- (ア) アに掲げるもののほか、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年老発第0718003号）に規定する事項を遵守し、同指針別表有料老人ホームの類型及び表示事項の各類型の表示事項はすべて表示すること。
- (イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
- (ウ) 公正取引委員会が景品表示法不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項第3号の規定に基づき策定した有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。
- ウ 有料老人ホーム等の紹介業
- (ア) 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- (イ) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。
- (10) 不動産事業
- ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記

する。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

ウ 不動産の表示に関する公正競争規約による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：「早い者勝ち、残り戸数あとわずか」等

(11) 弁護士・税理士・公認会計士等

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(12) 旅行業

ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。

イ 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の白夜旅行、行程にない場所の写真等

(13) 通信販売業

ア 返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(14) 雑誌・週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

オ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。

カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

キ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(15) 映画・興業等

ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめ、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

オ ショッキングなデザインは使用しない。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(16) 占い・運勢判断

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。

ウ 料金や販売について明示する。

(17) 結婚相談所・交際紹介業

ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。

- イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (18) 調査会社・探偵事務所等
 - ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。
- (19) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
 - ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
- (20) 募金等
 - ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
 - イ 下記の主旨を明確に表示すること。
「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」
- (21) 質屋・チケット等再販売業
 - ア 個々の相場、金額等の表示はしない。
例：「〇〇〇のバッグ50,000円」、「航空券 大分～東京 15,000円」等
 - イ 有利さを誤認させるような表示はしない。
- (22) トランクルーム及び貸し収納業者
 - ア トランクルームは国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要
 - イ 貸し収納業者は会社名以外にトランクルームの名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。
「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等
- (23) ダイヤルサービス
 - ア ダイヤルQ2のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認の上判断する。
- (24) 宗教
 - ア 掲載内容は、名称、所在地、電話番号、外観写真、慣習として広く浸透している行事に限定する。
- (25) その他、表示について注意を要すること。
 - ア 割引価格の表示
 - (ア) 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等
 - イ 比較広告（根拠となる資料が必要）
 - (ア) 主張する内容が客観的に実証されていること。
 - ウ 無料で参加・体験できるもの
 - (ア) 一部費用負担がある場合には、その旨明示すること。
例：「昼食代は実費負担です」、「入会金は別途かかります」等
 - エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告
 - (ア) 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話等の移動系機器のみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。
 - オ 肖像権・著作権
 - (ア) 無断使用がないか確認をする。

カ 宝石の販売

(ア) 虚偽の表現に注意する。(公正取引委員会に確認の必要あり。)

例：「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない)
等

キ アルコール飲料

(ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

(イ) 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

(その他)

第6 この基準に規定のない広告及び特殊な事例については、広告主の事業に関する情報等を考慮して、宇佐市補助金・使用料等検討委員会で審査、検討し、市長が掲載の許可等を決定する。